重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組について

- 「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する観点から、令和3年度に「重層的支援体制整備事業」 が創設されました。
- 本県では、本年度、4市町(盛岡市、遠野市、矢巾町、岩泉町)が実施しています。

【市町村アンケート結果(令和5年6~7月)】

令和6年度	令和7年度から	令和8年度から	時期未定	現時点で
実施予定	の実施検討	の実施検討		実施予定なし
7 市町村	5 市町村	1 市町村	15市町村	5 市町村

- ※ 1 市が令和5年度から、5 市町が令和6年度から「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」 を実施(予定)。
- 事業の実施は任意とされていますが、地域における包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図っていくうえで有効な取組であることから、県としては、いわて県民計画の第2期アクションプランに実施市町村の拡大に向けた支援を盛り込みました。
- O このため、県では、別紙のとおり、**研修会の開催やアドバイザーの派遣等によるノウハウ面での支援**のほか、地域福祉における専門人材として事業の中核を担うことが期待されるコミュニティソーシャルワーカーの養成などにより市町村の取組を支援しています。
- O 現時点において実施予定がない市町村からは、実施しない理由として、<u>現状の実施体制</u> <u>により包括的な支援ができている</u>という自治体もありましたが、<u>マンパワーや事務処理上</u> <u>の課題</u>を挙げている市町村もあったことから、今後も引き続き、市町村への支援を行う必要があります。

【実施が難しい理由】

- 既存の支援の形でカバーできており、重層事業への移行の必要性がない。
- ・ 重層事業を必要とする事例がない。
- ・ 重層事業へ移行するメリットが感じられない。
- ・ 実施体制に係る人員や専門的知識の不足等のため早期実施が困難。
- 交付金の申請手続き等による業務負担の増加が懸念される。

(令和5年7月調査・研修会グループワーク)